

第七十回帝國議會 軍事救護法中改正法律案外一件委員會會議錄(速記)第七回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク) 軍事救護法中改正法律案(政府提出) 救護法中改正法律案(政府提出) 母子保護法案(政府提出)

會議

昭和十二年三月十一日(木曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 川島正次郎君

理事岡田 春夫君 理事八角 三郎君

堀内 良平君 古田喜三太君

高木条太郎君 升田 憲元君

齋藤 直橋君 石坂 豊一君

服部米次郎君 片山秀太郎君

伊東 岩男君 林 路一君

松本治一郎君

出席政府委員左ノ如シ

社會局長官 廣瀨 久忠君

社會局部長 山崎 巖君

陸軍少將 後宮 淳君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

軍事救護法中改正法律案(政府提出)

救護法中改正法律案(政府提出)

母子保護法案(政府提出)

○川島委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、本

委員會ニ付託サレテ居リマスル軍事救護法

中改正法律案、救護法中改正法律案、母子

保護法案ノ三案ニ付キマシテハ、質問ハ既ニ終了致シテ居ルノデアリマスルケレドモ、討論ニ入ルニ先ダツテ簡單ナ質問ヲシテ、政府ノ意向ヲ確メテ置キタイト云フ御申出ガアリマシタカラ、此際之ヲ許可致シマス——石坂豊一君

○石坂委員 最早討論ニ入ラレル際ニ質問ヲ重ネマスルコトハ、洵ニ恐縮デゴザイマ

スルガ、實ハ此三法案ニ對シテ、我黨トシテハ全部原案ニ贊成ヲ致シテ居ルノデゴザ

イマスルガ、其前ニ當リマシテ、黨トシテ一應御確メラシテ置キタイコトガゴザイマ

ス、ソレハ現ニ付託サレテ居ル此法律案以

外ニ於キマシテ、現ニ本會議ニ懸ツテ居リマ

スル國民健康保險法、是等ノ立案ニ際シマ

シテ、社會局當局ノ方々ノ努力ニ對シテハ、

吾々ハ滿腔ノ謝意ヲ表シテ居ル者デアリマ

ス、更ニ社會ノ要求ニ應ジマシテ、他ノ或

ハ之ヲ譬ヘテ申シマス、勞働立法ノ如キ

モ御著手ニナツテ居ルコトト考ヘマス、政府

ニ於カレテハ、是等ノ法案ノ外ニ、社會立

法トシテ如何ナルモノヲ御用意ニナツテ居

ルカ、其點ニ付テ社會局内、即チ言換ヘマ

スレバ、内務當局ノ御考ヲ一應承ツテ置キタイ、尙ホ更ニ母子保護法デゴザイマスルガ、本案ノ提案ニ際シテハ、絶對ノ感謝ヲ表スル次第デアリマス、唯本案ニ付テ少シク物足ラナク感ジマスルコトハ、軍事救護法ノ方ニ於キマシテハ、「生活スルコト能ハサル者」トアルノヲ、生活困難ト改メテアルノデアリマス、所ガ本案ノ母子保護法第一條ニ於キマシテハ、「貧困ノ爲生活スルコト能ハズ」即チ軍事救護法ノ原案ノ通りニ出來テ居ルノデアリマス、是モ其精神ニ於テハ、ヤハリ救護法ニ於ケル、生活困難ノ爲メト云フ御解釋ニ依ツテ、御運用ガシテ戴キタイノデアリマスルガ、當局ノ御考ハドウデアアルカ、此點ヲ一ツ伺ツテ置キタイ、更ニ又母子ノ扶助ハ必要デゴザイマスガ、同時ニ又社會世相ヲ考ヘマスルト云フト、男子ノ家庭ニ於テ子供ヲ置去ラレテ困ツテ居ル者モ少クアリマセス、是等ニ對スルコトハ、無論一方救護法ニ於テ救助スル途モゴザイマセウケレドモ、今日マデ相當數少クナイコトト考ヘマス、是等ニ對スル當局ノ御取扱ハ、今マデドウ云フ風ニナツテ居リ

マシタカ、其點ヲ一ツ承ツテ置キタイ、モウ

一ツハ母デナク、子供バカリ殘サレタ場合

ニ於テ、十五歳ノ子供ト十三歳ノ幼児ガ居

ル、サウ云フ悲惨ナ状態ニアルモノモアル

ト考ヘルノデアリマス、サウ云フ場合ニ於

ケル御取扱ガドウナノデアアルカ、其點ヲ一

應承ツテ置キタイ、以上申シマシタコトニ付

テ御明答ヲ仰ギタイ

○廣瀨政府委員 只今ノ御質問ニ逐次ニ御

答申上ゲタイト思ヒマスガ、社會局ト致シ

マシテ、我國ノ現在竝ニ將來ノ社會ノ實情

ニ對シマシテ、ドウ云フヤウナ用意ヲ持ツ

テ居ルカト云フ御質問デアリマスルガ、此

問題ニ付キマシテハ、當局ト致シマシテ

モ、日夜色々苦心研究ヲ致シテ居ルノデア

リマス、一ツノ法律ニ付テハ、マダ名

前ヲ申上ゲル程ニナツテ居ラスモノモアリ

マスルガ、唯私共ガ感ジテ居リマスル點ヲ

申上ゲテ置キタイト思ヒマス、ソレハ社會

事業ノ方ノ關係デハ、社會事業ノ助成ト

カ、或ハ社會事業ノ連絡ト云フヤウナコト

ニ付テモ、何等カソコニ法律デ基準ヲ決メ

テ、サウシテ各社會事業間ノ連絡ヲ圖ツテ

行ク、サウシテ國家ハ出來ルダケ社會事業ヲ助成スルト云フヤウナコトヲ考ヘナケレバナルマイ、社會事業ノ助成竝ニ連絡ニ關スル法律ト云フヤウナコトモ、將來考ヘタイト思フテ居リマス、其外勞働立法ナドニ付キマシテハ、色々ナ問題ガ澤山アリマシテ、尙ホ研究中デアリマスルガ、例ヘバ勞働時間ノ問題デアルトカ、或ハ勞働者ノ保護ニ關スル、其外ノ問題デアルトカニ付テモ、研究ハ致シテ居リマス、ソレカラ尙ホ社會保險ノ問題ト致シマシテハ、船員ニ對スル船員保險、是ハ嘗テ議會ニ出タコトガゴザイマスガ、此種ノ問題トシテ、近ク船員ニ對スル船員保險ニ關スル提案ヲ致シタイト思フテ居リマス、其外ニ職員ノ保險ト云フヤウナコトモ、今研究ヲ進メテ居ル次第デアリマス、其外勞働立法、社會立法ニ付テモ、漸次ニ進ミタイト、斯ウ云フ工合ニ考ヘテ居リマス、ソレカラ尙ホ母子保護法ノ運用ニ關スル問題ト致シマシテ、色々御心配ノ點ニ付テ御答ヲ申上ゲタイト思ヒマスガ、母子保護法ニ於キマシテハ、ヤハリ是ハ救貧法ト致シマシテ、生活スルコト困難ナル者ト云フモノデナクシテ、生活不能ナル者ヲ救フト云フ立前ニナツテ居リマス、是ハ軍事扶助法ノ方ハ、救貧法ト云フ立前

デハナイノデアリマスカラ、生活困難ナル者ト致シタノデアリマスガ、此母子保護法ノ方ハ救貧法ノ立前デ、何處マデモ生活不能ナル者ヲ救フテ行カナケレバナラス、是ハヤハリ一方的給付デアリマシテ、徒ニ濫ニ流レテハナラスト思ヒマスルノデ、此點ハヤハリ生活不能者ヲ救フト云フ立前デ進ム積リテ居リマス、併シ尙ホ御承知ノヤウニ、色々ナ慈善團體其他社會事業團體等モアリマスカラ、是等ニ依リマシテ、其足ラザルモノハ補フテ行クヤウニ、實際ノ運用デハ致シタイト思フテ居リマス、ソレカラ尙ホ男子ノミガ子供ヲ殘サレテ、父親ガ困ッテ居ルト云フヤウナ場合、又子供ノミガ殘ッテ困ッテ居ルト云フヤウナ場合、是等ノ者ニ對シマシテハ、先ヅ御話ノヤウニ、救護法ト云フモノニ依リマシテ、出來得ル限りノ救濟ヲ致シテ行ク、救護法等ニ於テ足ラナイ所ガアリマスナラバ、是ハ育兒院デアルトカ、孤兒院デアルトカ云フヤウナ、社會事業團體ヲ動員致シマシテ、サウシテ慈善團體、社會事業團體等ノ活動ニ依リマシテ、保護ヲ致シテ行キタイト思ヒマス、先程申上ゲマシタヤウニ、此種ノ慈善團體及ビ社會事業團體ニ對シマシテハ、現在モ國家ガ或ル程度ノ助成ヲ致シテ居リマス、致

シテ居リマスガ、尙ホ將來ニ於キマシテハ、是非此種ノ社會事業團體ニ對シテ、助成竝ニ連絡統制ノ手段ヲ執リマシテ、サウシテ其發達ヲ期シテ、法ノ足ラナイ所ヲ十分ニ補フテ、社會ニ悲惨ナコトノ、出來得ル限リ少ナルヤウニ努力致シタイト、斯ウ云フ工合ニ心得テ居リマス

○石坂委員 御答ニ依ッテ明ニナリマシタコトヲ感謝致シマス、唯此母子保護法ニ於ケル生活困難ト云フコトト、生活不能ト云フコトノ境ニ付テ、法規的ニ明瞭ニ御答ニナツタノデアリマスケレドモ、實際問題トシテハ、中々困難ナコトデアラウト考ヘマス、生活スルコト能ハズト云フ斷定ヲ下スト云フコトハ、三日モ四日モ御飯ヲ食ベズニ寢テ居ルト云フヤウナコトデナクテハ、ドウモ其斷定ハ付カナイ、最早其段ニナツテ救フコトハ出來ナイ、親子心中ヲシタト云フヤウナコトニナツテモ、洵ニ遺憾千萬ナコトデアリマスカラ、吾々ハ折角保護法ト云フモノヲ設ケタ以上ハ、取返シノ付カナクナル前ニ、モウ危イト云フ其前ニ於テ、助ケルト云フコトニシナケレバナラスト考ヘテ居ルノデアリマス、只今ノ御説明ニ依リマシテ、サウ云フヤウナ場合ニハ、此法ノ濫用ヲ慎ム立前カラシテ、他ノ慈善團體其他ノ活動ニ

依ッテ萬遺憾ナキヲ期スルト云フ、當局ノ御説明ヲ信賴ヲ致シマシテ、私ハ是デ質問ヲ打切ルコトニ致シマス

○川島委員長 服部米次郎君

○服部委員 先般來内縁關係ヲ認メタラドウカト云フコトニ付テ、色々御意見モ承リマシタガ、ドウモ困難デアルト云フヤウナ御趣旨ノヤウデ、又海軍當局ノ方カラハ、飛行隊アタリニ入ッテ來ル兵隊等ニ對シテハ、獎メテ正式ノ手續ヲ執ラセレバ大シタコトハナイノデ、皆々其手續ヲ踏ムト云フヤウナ御話モアツタヤウデアリマス、併シ飛行隊アタリニ入ルヤウナ人ハ、獎メナクテモ、隨分戶籍上ノ手續ヲ踏ムダラウト思ヒマス、是ハ私ハ例外デアルト思フ、ソレカラ平時ニ於ケル現役兵ニ對シテハ、兵役ヲ終ツテ結婚スルヤウナ場合ガ多イガ、別ニ大ナル問題ハ起キテ居ラヌト思フテ居リマス、然ルニ一旦戰時ニ際シテ動員シタ場合ハドウナルカト言ヘバ、此内縁關係ノ者ガ可ナリ多イダラウト思フ、此間ノ御話デアリマシタガ、私共ハ一割以上ダラウト斯ウ思フテ居リマス、ソレデハ之ニ獎メテ手續ヲ踏マシタラドウカ、ソレハ容易ニ出來ルモノデハナイ、吾々ノ田舎ニ於テハ、子供ノ出

來ルマデ戸籍ニ入レナイノガ極ク普通デア
ル、ソコデ一朝動員ガアレバ直ク行カナケ
レバナラス、戰死シテモ其恩典ヲ受ケルコ
トガ出來ス、斯ウナルノデアリマスカラ、
今度ノ改正ノ御趣旨ハ、何處マデモ範圍ヲ
擴メテ、サウシテ不幸ニ呻吟スルヤウナ者
ノナイヤウニシタイト云フ御方針デアルナ
ラバ、一步進ンデ内縁ノ妻モ認メルト云フ
コトニシテ戴キタイ、併シ是ハドウシテモ
今ノ際出來ス、調査ガ出來テ居ラスカラ出
來ヌト云フコトナラ、是ハ已ムヲ得マセヌ、
附帶條件トシテ、將來内縁ノ妻ヲ何トカシ
テ救助スル方法ヲ研究スルト云フコトニシ
テ、本案ニ賛成シタイト思ヒマス、其事ダ
ケ一言申上テ置キマス、ソコデ唯採決ノ
際ニ、附帶條件トスルコトニ御異存ガナイ
カドウカダケハ、此際聞カシテ戴キタイ

○廣瀨政府委員 只今ノ御話ニ付キマシ
テ、段々御議論ヲ伺ヒマシタ次第デアリマ
ス、此問題ニ付キマシテハ、私共モサウ云
フ研究ヲ致シタノデアリマシタ次第デ
ン方ノ御希望、御意見モアリマシタ次第デ
アリマスカラ、只今ノ點ハ十分ニ將來研究
ヲ致シタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス
○石田委員 今ノ服部サンノ附帶決議ハ、
私今古田氏カラ聞イタノデ、十分分ラヌノ

デアリマシガ、兎ニ角吾々委員ノ中ニ、附
帶條件ヲ附シテ將來ノ改正ト云フヤウナコ
トヲ申出レバ、考慮シテ見ルト云フ御考ハ、
政府委員トシテ御持チニナッテ居リマセヌ
カ、私ハ過日來色々政府委員ニ御伺シマシ
タ所ノコトニ依ッテ、大凡七項目程修正意見
ヲ持ッテ居ル、サウシテ是ハ假令少數デアッ
テモ、私共ノ方ノ黨トシテノ代議士會デモ
強調スルシ、本會議デモ何處マデモ是ハ強
調シテ、天下ニ之ヲ知ラセタイト思フテ居ル
ノデアリマシガ、アナタノ方デ將來サウ云
フヤウナ希望ニ應ズルヤウニ、研究スルト
一年ヤソコラ待テヌト云フ譯デモアリマセ
ヌシ、若シサウ云フ御考ガアレバ、私共モ
別ニ考ヘナケレバナラスノデアリマスカ
ラ、ソレヲ一寸御伺シタイ

○廣瀨政府委員 過日來軍事救護法其他ノ
問題ニ付キマシテ、色々御意見ヲ伺ヒマシ
タ點ニ付テ、私共ト致シマシテモ、從來モ
研究ヲ致シマシタガ、尙ホ十分ニ皆サンノ
御意見ノアル所ハ尊重致シマシテ、十分ナ
研究ヲ將來繼續致シタイト思ヒマス、其研
究繼續ノ上デ、適當ナモノト信ズルモノガ
アリマシレバ、ソレハ適當ナ機會ヲ以テ改
正致スコトニ付テハ、何等異議ヲ持ッテ居ル

者デハアリマセヌ

○川島委員長 外ニ御質問ハゴザイマセヌ
カ——ナケレバ質問ハ此程度デ打切りマシ
テ討論ニ入りマス、三案一括シテ討論ヲ致
シマス

○古田委員 私母子法案ニ付テ賛成致シテ
居ル一人デアリマシテ、此母子法案ハ、寧
ロ十年モ十五年モ前ニ、最早制定スベキモ
ノデアッタノガ、非常ニ遺憾ト思フテ居ッタ矢
先ニ、今回御提出ニ相成リマシタコトハ、
洵ニ時代ニ即シタルモノデアリマシテ、私
共洵ニ感謝致シテ居ル次第デゴザイマス、
御承知ノ如ク先年來ヨリ、殊ニ親子心中ト
云フモノガ、殆ド日日ノ新聞ヲ賑カスガ如
キコトハ、世界ニ向ッテモ我が帝國ノ政治
ニ、何カ缺陷ガアルノデナイカト云フガ如
キ疑ヲ持ッ者ガアリ、今日ノ此文明ノ日本
九千万國民中、唯ノ一人ト雖モ不滿ニ思ヒ、
或ハ泣イテ暮ス者ガアリ、命モ捨テルト云
フガ如キ者ガ出タノデハ、決シテ公正ナル政
治デハナイト云フヤウニ考ヘテ居ッタ矢先
ニ、此問題ノ解決ノ端緒ヲ開キ、母子法案
ガ出テ、斯ウ云フ人ヲ救済スルト云フコト
ハ、洵ニ私共ハ共鳴スル者デアリマシテ、
殊ニ今日デハ方面委員ガ法文化サレテアリ
マスノデ、又先般ノ御話ニ依リマシレバ、

方面委員モ女ノ人モ大分採用ナサルト云フ
コトデアリマスルガ、是等ヲ徹底的ニ女ノ
人モ採用サレマシテ、任命サレマシテ、サウ
シテ斯ノ如キ缺陷ノナイヤウニ、方面委員
ノ手ヲ通ジテ、極力母子法案ノ徹底ヲ期セ
ラレルヤウニ、切ニ私共希望致シマシテ、
此案ニ賛成スル一人デゴザイマス

○石坂委員 私ハ吾々同志一同ヲ代表致シ
マシテ、此三案ニ賛成ヲ表スル者デアリマ
ス、殊ニ此母子保護法案ニ至リマシテハ、
只今仰セラレタ如ク、吾々モ至極感ヲ同ジウ
シテ居ル次第デアリマス、先程冒頭ニ於テ
質疑ヲ致シマシタルガ如ク、吾々同志ニ於
キマシテハ、此法案ヲ以テ尙ホマダ足レリ
トスル者デハナイノデアリマスルガ、實地
ノ運用ニ於テ當局ヲ全然信賴致シマシテ、
萬遺憾ナキヲ期セラレルモノト考ヘテ、贊
成スル次第デアリマス、又救護法ニ至リマ
シテハ、今マデ豫算ニ制限サレマシテ、各市
町村ノ救護ガ十分デナカッタモノト考ヘラレ
ルノデアリマス、之ヲ今回改正致シマシテ、
法律ニ依ッテ補助金ヲ確實ニセラレマシテ、
本案ノ實施ノ爲ニ金ノ不足スル場合ニハ、
補充費途トシテ扱フト云フ、其好意アル御
言明ニ對シ、又法文ノ性質ニ對シテ、滿腔
ノ贊意ヲ表スル次第デアリマス、尙又此軍

第六類第三號 軍事救護法中改正法律案外一件委員會會議錄 第七回 昭和十二年三月十一日

事救護法ニ付キマシテハ、先程同僚服部君ヨリ質問且ツ希望セラレタルガ如ク、本法ノ運用ニ付キマシテ十分御注意下サイマシテ、内縁關係ニアル者ガ泣イテ暮ラスガ如キ、氣ノ毒ナ關係ヲ生ゼシメザルヤウニ、御取扱ヲ願ヒタイノデアリマス、仍テ此案トモ賛成スル次第デアリマス、尙ホ御希望ヲ申上ゲテ置キマス、斯ノ如キ法律案ハ成ベク速ニ立法化シマシテ、社會ニ安心ヲ與ヘタイト思ヒマス、仍テ本案可決ノ際ハ、成ベク早イ機會ニ於テ本會議ノ通過ヲ圖ルヤウニ、委員長ニ於テ御取計ヲ仰ギタイノデアリマス

○川島委員長 他ニ御發議ハゴザイマセヌカ

○松本委員 私ハ軍事救護法中改正法律案、母子保護法案及救護法中改正法律案ヲ一括シテ、意見ヲ申述ベタイト思フ者デアリマス、政府提出ノ諸案ヲ以テ私ハ満足スル者デアリマセヌ、併シ政府當局ニ於カレマシテハ、之ヲ以テ十分ナリトハ考ヘテ居ナイ、一先ヅ是レ位ノ所デ我慢ヲシテ貰ヒタイト云フヤウナ御意向デアリマス、此御意向ヲ尊重致シマシテ、近イ將來ニモット徹底シタモノニ擴充シテ戴キタイト云フ、希望條件ヲ附シテ原案ニ賛成スル者デアリ

マス、私ノ希望致シマスモノヲ簡單ニ申上ゲルナラバ、先ヅ軍事救護法ニ付テ次ノヤウナ希望ヲ持ッテ居ルモノデアリマス

- 一、本法ノ名稱ヲ軍事補償法トシ、以下各條ノ「扶助」ヲ「補償」トスルコト
- 二、第五條ノ「扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ス」トアルヲ「補償ハ生活ニ必要ナル限度ヲ下ルコトヲ得ス」トスルコト
- 三、第十三條ノ二ノ「二十日以内」ヲ「三月以内」トスルコト
- 四、第十四條ノ「三月内」ヲ「六月内」トスルコト
- 五、第十五條ノ「三月内」ヲ「六月内」トスルコト
- 六、入營又ハ出征兵士一家族當年額百八十圓ヲ兵士家族生活補償金トシテ國庫ヨリ支出シ、之ヲ月割ニテ毎月末ニ各家族ニ現金ヲ以テ交付スルノ兵士家族生活補償ニ關スル法律案ヲ次期議會ニ提出スルコト

私ハ以上ノコトヲ軍事救護法ニ付テ希望スルノデアリマス

- 一、第一條ノ年齢「十三歳以下」トアルヲ、工場法ニ於ケル幼年工ノ保護規定

ト同ジク満十五歳以下トスルコト

- 二、第一條ノ一號中「精神又ハ身體ノ障礙」トアル次ノ所ヘ失業ヲ加ヘルコト
- 三、第二條中、母ノ地位ニ代ッテ子ヲ養育スルモノトシテ祖母ノ外ニ姉及伯叔母ヲ加ヘルコト
- 四、第三條中「性行其ノ他ノ事由ニ因リ」トアル制限ヲ削除スルコト
- 五、第四條ノ全文ヲ削除スルコト
- 六、第五條ノ方面委員ヲ市町村長ノ補助機關トスルノ規定ハ、本法ニ限リ別箇ノ母子保護委員ヲ設置スルコト
- 七、第六條ノ扶助ノ限度ヲ定メタル中「子ノ養育」ノ次ニ「教育」ヲ加ヘルコト
- 八、第六條第四項ニ依ル勅令發布ノ場合ニハ、扶助ノ種類、方法、金額等ニ付キ十分社會的事情及母子ノ立場ヲ理解スル社會事業家、學識經驗アル女性ヲ加ヘタル委員會ヲ設置シ之ニ諮問スルコト
- 九、妊婦ヲ本法ニ依ッテ保護スル規定ヲ設ケ第六條ノ扶助ノ種類ノ中ニ「助産」ヲ加ヘルコト
- 十、扶助費ハ之ヲ全額國庫負擔トスルコト

母子保護法ニ付テハ、私ハ以上ノヤウナ希望の修正意見ヲ持ッテ居ルノデアリマス、次ニ救護法ニ關シテハ

- 一、第一條ノ「六十五歳以上」ヲ「六十歳以上」トシ「十三歳以下」ヲ「十五歳以下」トスルコト
- 二、第一條第四項ノ「精神又ハ身體ノ障礙」ノ次ヘ「失業」ヲ加ヘルコト
- 三、第二條ハ全文削除スルコト
- 四、第二十五條ノ救護費ハ之ヲ全額國庫負擔トスルコト
- 五、同ジク施行令第十三條ノ「生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度」ハ「一人一日三十錢、一世帯一日一圓五十錢以内」トスルコト
- 六、施行令第十五條ノ「助産ノ爲支出スル費用ノ限度」ハ「十五圓」トスルコト
- 七、同施行令第十八條ノ「生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度」ハ「一人ニ付五十圓」トスルコト

救護法ニ付テハ以上ノヤウナ修正ノ希望ヲ持ツモノデアリマス、以上私ハ右ノ三法案ニ對スル私ノ希望意見ヲ述ベマシタガ、政府ハ速ニ之ガ實現ノ爲ニ努力セラレンコトヲ御願致シマシテ、賛成スル者デアリマス

○升田委員 私ハ本案ニ對シテ修正意見ヲ持ッテ居ル者デアリマス、第一、名稱ニ付キマシテハ、「軍事救護法」ト云フ名稱ガアルノヲ「扶助法」ニ改メルト云フコトハ、過

過

日來ノ私ノ質問ノ内容ニ於テ十分申述ベタ
通りデ、兎ニ角此救護ト云フモノヲ扶助ト
云フコトニスルノハ、吾々ノ希望ニ對シテ
反對ノ意味ヲ強クスルモノデアリマス、其
意味ハ過日來申シタ如ク、救護ト云フ文字
ニ付テハ、水難救護法以外ニハ從來用ヒテ
ナカッタ、ソレヲ一般貧民扶助ノ法律ニ救護
法ト云フモノヲ制定シタコトニ依リ、是ト
區別スル爲メニ今回扶助法トスルト云フノ
デアリマスガ、此扶助法ト云フコトニ改メ
ラレテ、ソレガ他ニ紛ハシイ所ノ法律ガナ
ケレバ宜イノデアリマスガ、勞働者災害扶
助法、或ハ供給勞働者扶助令、斯ウ云フヤ
ウナモノモアリマスシ、殊ニ刑法又ハ警察
犯處罰令等ニ於テ、行路病者デアルトカ、
遺棄罪デアルトカ云フヤウナ、最下級貧民
ノ救助ヲ要スルヤウナ場合ニモ、此扶助
云フ文字ガ使ッテアル、サウ云フヤウナコト
カラ見マスルト、此扶助法ト云フコトハ一
層才情法ト云フ意味ガ深イノデアリマスル
カラ、寧ロ此扶助ト云フコトニスルナラ、
現在ノ儘救護トシテ置イタ方宜イト云フ
考ヲ持ッテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ是ハ
吾々同志ノ研究ニ依リマシテ、「軍事保障
法」ト云フヤウニ改メタラ宜イト思フノデ
アリマス、ソレハ保障法ト云フ例ハ、現在

現役兵ヤ、應召在郷軍人等ニ於キマシテ、
入營ニ際シ今マデ自分ガ傭ハレテ居ッタ所
ノ工場主其他ノ事業主カラ、自分ノ從來ノ
地位ヲ確保スル爲ニ、色々是迄ハ陸海軍及
ビ社會局邊リノ御盡力ニ依ッテ、恩惠的ニ復
職スルコトヲ求メラレテアッタデアリマ
スルガ、最近其方面ノ職業ノ保障法ガ出來
マシテカラ、法規ノ上ニ於テ之ヲ拘束スル
コトガ出來テ居ルノデアリマスガ、是ハ入
營者職業保障法ト云フ法律ニナッテ居リマ
スガ、此軍事救護法ハ其保障法ト云フモノ
ト、殆ド意味ヲ同ジクシ、一方ハ職業ヲ保
障シ、一方ハ生活ヲ保障スルト云フノデア
リマスルカラ、ヤハリ軍事保障法ト云フ名
義デ、此趣意ノ救護ヲ爲シタラ宜イカト思
フノデアリマス、ソレカラ本法ノ改正案ノ
第一條ト致シマシテ、是ハ現行法デ申シマ
スルト、第一條「傷病兵、其ノ家族若ハ遺
族又ハ下士兵卒ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依
リ之ヲ救護ス」ト云フノデアリマスガ、之
ヲ「傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官
兵ノ家族若ハ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ
保障ヲ受クルノ權利ヲ有ス」ト云フヤウニ
改メテ、一ツノ權利ト云フコトニ致シタイ
ト思フノデアリマス、ソレカラ新ニ第二條
ヲ入レマシテ「保障ハ保障ヲ受クヘキ者ノ

居住地ノ市町村長之ヲ行フ」ト云フコトニ
致シタイト思フ、サウシテ此第二條以下ヲ、
一條ヅツ繰下ゲルコトニ致シタイ、ソレカ
ラ現行法ノ第三條第二號ノ中ニ「傷病兵ノ
兵役ヲ免セラレタル時ヨリ」トアリマスガ、
是ハ兵役ヲ免セラレタルト云フコトハ、全部
ノ兵役ヲ免ジタ時ニ使フ言葉デアッテ、是ハ
兵役法ニ依ッテ明ナ所デアリマスカラ、此
「兵役ヲ免セラレタル時」ト云フノヲ「轉
役又ハ兵役ヲ免セラレタル時」ト云フコト
ニ改メル即チ「轉役又ハ」ト云フ文字ヲ挿
入スル必要ガアル、是ハ現行法ノ缺陷デア
リマス、現行法ガ制定ノ當時ニハ、是デ差
支ナカッタノデアリマスケレドモ、第二條
ノ第一第二號ヲ數年前御直シニナッタ時ニ、
同時ニ此處ヘモ「一種以上」ト云フコトヲ御
入レニナッタラ宜カッタ、ソレガ一種以上ト
云フコトガ入ラナカッタ爲ニ、遂ニ元ノ條文
ノ儘ニ「兵役ヲ免セラレタル時」ト云フコ
トニ、今日マデナッテ居ッタノデアリマスガ、
是ハ現役免除デアルトカ、或ハ常備兵役ノ
免除ト云フヤウナモノハ、直チニ兵役免除
ト云フコトニナラス、一種以上ノ兵役ヲ免
ゼラルト云フコトガ斷ッテアル場合ハ、ソ
レハ現役免除モ入りマス、ソレガナイ以上、
唯兵役ヲ免除スト云フコトデアレバ、是ハ

全部ノ兵役免除デアルカラ、現役免除トカ、
或ハ常備兵役免除ト云フヤウナ場合ニハ、
之ニ當嵌ラヌノデアリマス、デ此「兵役ヲ
免セラレタル時」ト云フ前ニ、「轉役又ハ」
ト云フ文字ヲ挿入スルコトヲ必要ト考ヘマ
ス、ソレカラ更ニ第三條ノ三號デアリマス
ルガ、ソレガ先程服部君ノ言ハレタヤウ
ニ、内縁關係ノ者モ含マセル規定ニシタイ
ノデアリマスガ、此「傷病兵ニ依リ扶養ヲ
受クベキ者」トアリマスルノヲ「傷病兵ニ
依リ扶養ヲ受クベキ者又ハ其ノ生活ヲ維持
シタル者」ト云フコトニ改メタイ、「即チ又
ハ其ノ生活ヲ維持シタル者」ト云フコトヲ
入レタノデアリマス、是ハ傷病兵ニ依ッテ
法律上ノ扶養ヲ受クベキ權利者ノミナラ
ズ、事實上此傷病兵其他現役兵、或ハ應召
軍人ト云フヤウナ者ニ依ッテ、其者ガ假令法
律上ノ扶養權利者デナクテモ、傷病兵又ハ
下士官兵ニ依リ其生活ヲ維持シテ居ッタ
云フ者デアルナレバ、ソレヲ之ニ加ヘル、
斯ウ云フコトニ致シタイト思フ、要スルニ
其ノ籍上ノ關係ノミナラス、戶籍ガ假令無
クテモ、事實上生活ヲソレガ爲ニ維持シテ
居ッタト云フ者ハ、悉ク之ヲ救フト云フノ
ガ、本法制定ノ元來立前デアアルノデアリマ
スカラ、サウ云フヤウニ直シタイ、モウ一

度申シマスルト、「前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クベキ者又ハ其ノ生活ヲ維持シタル者ニシテ」云々ト云フコトニナル譯デアリマス、ソレカラ更ニ第四條ノ三號デアリマス、此第四條ノ三號ニ、「二行目ノ終リカラ」下士官兵ノ入營若ハ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免ゼラレタル時」トアリマスノヲ、之ヲ止メマシテ、「下士官兵又ハ傷病兵ノ死亡ノ時」ト云フヤウニ修正スル必要ガアルト思フ、ソレカラ是ハヤハリ前ノ條ノ第三號ニ於テ修正シタト同ジヤウニ、此「扶養ヲ受クベキ者」ト云フ「者」ノ下ニ「又ハ其ノ生活ヲ維持シタル者」ト云フコトヲ加ヘルコトガ、前條ノ第三號ニ申シマシタト同様ニ修正スル必要ガアルノデアリマス、ソレカラ次ハ第十三條ノ二ノ「二十日」ト云フモノヲ「一箇月」ト云フコトニ擴張シタイノデアリマス、是ハ下士官兵ガ現役カラ歸リ、又ハ應召部隊カラ歸リマシテ、マダ就職モ出來ナイト云フヤウナ場合ガアリマスノデ、二十日デハ餘リ少ナ過ギル、同ジ擴張スルナレバ、少クトモ三箇月位ト云フヤウナ希望ヲ持ッテ居リマスルガ、ソレハ國費其他ノ關係デ以テ、先ヅ最小限度一箇月ト云フコトニハセナケレバ

ナラス、斯ウ云フ考カラ、此「二十日」トアルノヲ「一箇月」ト訂正致シタイノデアリマス、以上ノ如ク私ハ此案ヲ修正シテ、折角此時機ニ於テ改正スルノデアリマスルカラ、完璧ヲ期シタイト云フ從來ノ私ノ研究、及ビ多數軍事救護助成團體ノ希望ヲ代表シテ、茲ニ此修正意見ヲ提出スル次第デアリマス

坂君ノ希望ニ對シマシテ、大體之ニ賛成ヲ致シマス、將來ニ於テハ、十分此點ニ對シテ研究ノ歩ヲ進メラレテ、十分本法立法ノ精神ニ副ヒマスルヤウ、御努力下サルコトヲ希望致シマシテ、本案ニ賛成致シマス

致シマス、先ヅ救護法中改正法律案、母子保護法案、此二案ヲ採決致シマス、兩案ニ對シテ御贊成ノ方ノ起立ヲ求メマス

○川島委員長 岡田君

○川島委員長 討論ハ終結致シマシタ、是ヨリ採決ヲ致シマス、先ヅ……

〔贊成者起立〕

○岡田委員 私ハ簡單ニ御提案ニ相成ッテ居リマスル三案ニ對シマシテ賛成ノ意ヲ表シマス、贊成ノ内容ニ付キマシテハ、只今古田君並ニ石坂君ヨリ詳細御申述ニナリマシタノデ、私此場合ニ繰返スコトヲ省キタイト思ヒマス、此意味ニ於キマシテ、三案ニ對シマシテ贊意ヲ表スル者デアリマス、希望條件ヲ附シタイト思ヒマスルガ、御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス、ソレハ救護ニ當リマシテ、動モ致シマスルト各道府縣統一ヲ缺イテ、不公平ナ虞レナキヲ得マセヌノデ、此點ニ對シマシテ十分御留意ニ相成ッテ、「法ノ施行ニ當リ其ノ取扱ニ關シ各道府縣ヲ統一シ扶助若クハ救護ニ當リ不公平ナキヲ期スベシ」斯ウ云フ希望ヲ私ハ附シタイト思ヒマス、ソレカラ引續キマシテ軍事扶助法ニ關シマシテハ、内縁關係ノ者マデニ扶助ノ手ヲ伸バンシタラ宜カラウト云フ、石

○升田委員 此採決ニ當ッテハ、モウ少シ人ノ出ルマデト云フ、先程ノ話モアリマシタカラ……

○川島委員長 滿場一致、可決致シマシタ、次ニ軍事救護法中改正法律案ノ採決ヲ致シマスガ、本案ニ付キマシテハ、升田君カラ修正ノ動議ガ出テ居リマス、先ヅ升田君ノ修正動議ヲ採決シテ、後本案ヲ採決スルコトニ致シマス、升田君ノ修正動議ニ御贊成ノ方ノ起立ヲ望ミマス

○岡田委員 誰カ來ル人ガアリマススカ

○升田委員 中村君等ノ來ルマデ、是非ソレ迄採決ヲ……

〔贊成者起立〕

ト思ヒマス、此意味ニ於キマシテ、三案ニ對シマシテ贊意ヲ表スル者デアリマス、希望條件ヲ附シタイト思ヒマスルガ、御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス、ソレハ救護ニ當リマシテ、動モ致シマスルト各道府縣統一ヲ缺イテ、不公平ナ虞レナキヲ得マセヌノデ、此點ニ對シマシテ十分御留意ニ相成ッテ、「法ノ施行ニ當リ其ノ取扱ニ關シ各道府縣ヲ統一シ扶助若クハ救護ニ當リ不公平ナキヲ期スベシ」斯ウ云フ希望ヲ私ハ附シタイト思ヒマス、ソレカラ引續キマシテ軍事扶助法ニ關シマシテハ、内縁關係ノ者マデニ扶助ノ手ヲ伸バンシタラ宜カラウト云フ、石

○川島委員長 誰カ來ル人ガアリマススカ二人位ナラ、モウ既ニ十一時半近クデスカラ……

○川島委員長 多數、可決致シマシタ、本委員會ニ只今マデニ付託ニナッテ居ル法案ハ全部終了致シマシタ(拍手)是デ散會致シマス

作ッテハイカス」ト呼フ者アリ」

○岡田委員 外ニ委員會モ開カレテ居リマスシ、私モ決算委員ヲ兼テ居リマスカラ、何時マデモ待ッテ居ル譯ニイキマセヌ、此場合定數以上ニナッテ居リマスカラ、採決サレシコトヲ望ミマス

〔贊成者起立〕

○川島委員長 定數以上デスカラ、ドウデスカラ……

○岡田委員 外ニ委員會モ開カレテ居リマスシ、私モ決算委員ヲ兼テ居リマスカラ、何時マデモ待ッテ居ル譯ニイキマセヌ、此場合定數以上ニナッテ居リマスカラ、採決サレシコトヲ望ミマス

○川島委員長 多數、可決致シマシタ、本委員會ニ只今マデニ付託ニナッテ居ル法案ハ全部終了致シマシタ(拍手)是デ散會致シマス

○川島委員長 採決ニ御異議アリマセヌカ

○川島委員長 採決ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○川島委員長 異議ナシト認メマス、採決

○川島委員長 異議ナシト認メマス、採決

午前十一時二十二分散會

○川島委員長 採決ニ御異議アリマセヌカ

○川島委員長 採決ニ御異議アリマセヌカ

○川島委員長 採決ニ御異議アリマセヌカ

○川島委員長 採決ニ御異議アリマセヌカ

頁	段	行	誤	正
四	三	二六	居リマス	居リマセヌ

衆議院軍事救護法中改正法律案外一件
委員會議錄第五回中正誤